

4

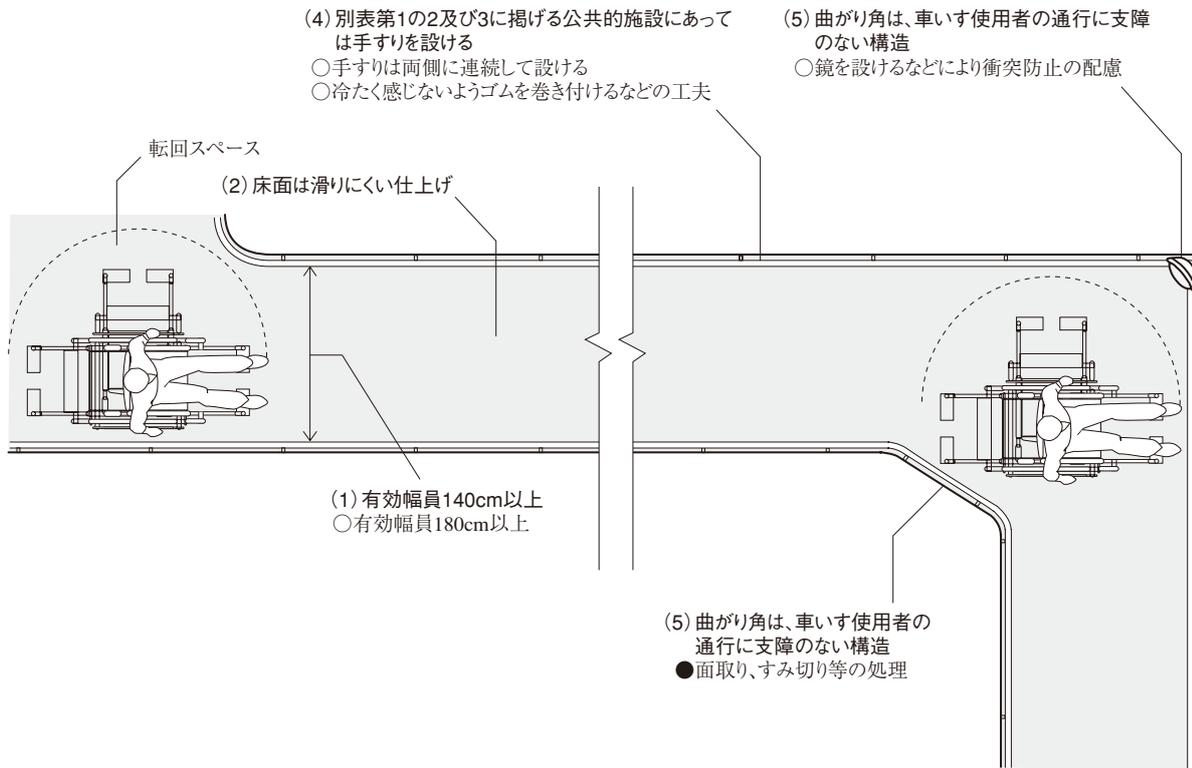
廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という)

整備の基本的な考え方

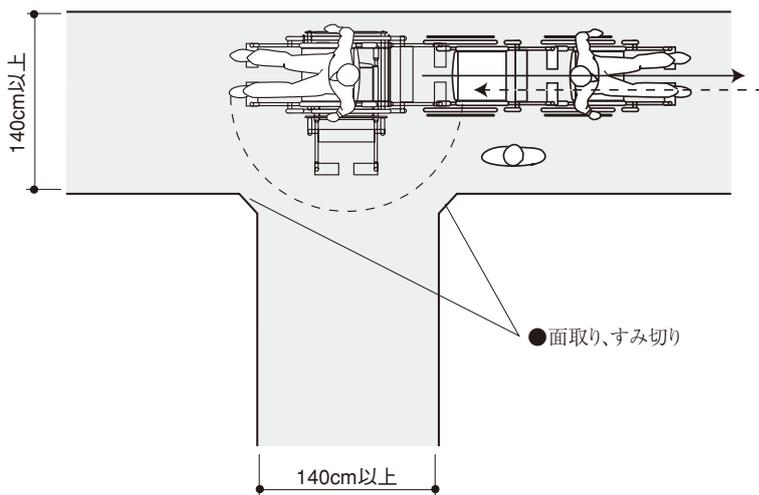
- 廊下等には利用者の事故につながるような不用意な突起物を設けない。
- 廊下等の手すりは、設置が必要な箇所を十分考慮して設ける。また設置が必要と思われる箇所にいつでも容易に設置できるように壁下地を補強しておく。

整備基準	解説	望ましい水準	
2に定める構造の外部出入口から利用者の利用に供する各室の出入口に至る廊下等のうち、それぞれ1以上の廊下等(7に定める構造のエレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。)は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とするよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ●柱型、消火栓ボックス等は、壁面から突出しないように配慮すること。 ●「小規模施設」 3の項の解説冒頭(40頁)を参照のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的施設において廊下等を設ける場合にあつては、4の項に定める構造とすること。 ○すべての経路上の廊下等を整備すること。 ○休憩用設備を適切な位置に設けること。 ○必要に応じて、足元灯等を設置すること。 	
(1) 有効幅員	<p>有効幅員は、140cm以上とすること。ただし、別表第1の9及び11(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間30m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分で設けた場合は、120cm以上とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「140cm以上」は、人と車いす使用者が、余裕をもってすれ違える寸法である。 ●「120cm以上」は、通路において車いす使用者が通行しやすい寸法、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法、松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法である。 ●「別表第1の9及び11(8)の施設に限る。」に掲げる公共的施設」：共同住宅、寄宿舎 	<ul style="list-style-type: none"> ○有効幅員は、180cm(末端の付近及び区間50m以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分)を設ける場合は140cm)以上とすること。
(2) 床面の仕上げ	<p>床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること。 	
(3) 床面の高低差の処理	<p>床面に高低差がある場合は、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p>		
(4) 手すりの設置	<p>別表第1の2及び3に掲げる公共的施設にあつては、手すりを設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、廊下等の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に連続して設ける必要がある。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、75～85cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 ●「別表第1の2及び3に掲げる公共的施設」：社会福祉施設、医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の公共的施設にあつても手すりを設けること。 ○手すりは、両側に連続して設置すること。 ○手すりは、冷たく感じないようゴムを巻き付けるなど工夫をすること。
(5) 曲がり角の構造	<p>曲がり角は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●面取り、すみ切り等の処理が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をすること。

□廊下等の整備例



●T字型の交差部分の動作例



●曲がり角の構造例

